# 論点整理(案)に係る議論のポイント

2008年7月22日 有識者委員会事務局

項目・現行ガイドライン 条文	論点、留意事項	委員会での意見、ポイント
Ⅰ. 全体構成		
1.全体構成	<ul> <li>(共通)</li> <li>(JJ)JICA、JBIC ガイドラインで項目が異なる。</li> <li>(小西委員)「ガイドライン自体」を余り細かく規定するよりは、寧ろある程度柔軟性を持たしておき、一方で「運用面でぶれる」事が無い様に、しっかり「実務面のマニュアル等」を整備して頂きたい。</li> <li>(JICA)</li> <li>(JJ)手続きの要求が散在して記載されているのは分かりにくい面がある。</li> </ul>	<ul> <li>(JJ)新ガイドラインでは「総論」においてスキーム横断的な共通事項を記載し、「各論」においてスキーム別の具体的な手続きを記載する。解釈等はFAQに整理する。</li> <li>(吉田副座長)議論の骨格となる基本理念の記載が必要である。</li> <li>(福田委員)全体構成を検討する際には目次案が必要である。</li> <li>(GEF)各段階の環境社会配慮について纏めることが重要である(案件形成段階、審査段階等)。</li> <li>(GEF)JBIC現行ガイドラインの第2部(プロジェクトに求められる環境社会配慮など)は新ガイドラインに反映すべき。</li> </ul>
. 基本的事項と手続き		

## 1.ガイドラインの適用

### 対象

「JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。 JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。また、以上のスキーム以外の調査を行う場合は、その目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する。」(JICA 1.7)

「JBICは、本行が行う全ての 投融資(以下「融資等」)の 対象となるプロジェクトに ついての環境社会配慮を通 じ、(中略)本ガイドラインを 定め、公表する」(JBIC 前書 き)

#### (共通)

- ・ (堀田委員)現在は複数機関が異なるフェーズにおいて同一事業に関与する際の連携が必ずしも明示的でない。例えば JICA 開発調査で行った環境社会配慮に関する提言をその後誰がチェックするのかといった課題が見られる。JJ統合(新 JICA)で開発調査の提言を有償資金協力の条件とするなど、プロジェクトサイクル全体を見通した実効性のある環境社会配慮が可能になる。
- ・ (福田委員)無償の新たな業務フロー に合わせ、無償における環境社会配慮 審査の内容とタイミングを明確にすべ き。
- ・ (福田委員)無償においても、審査や モニタリングのあり方を定め、影響住 民からの異議申立てを受け付けるべ き。
- ・(小西委員) 迅速性は企業の海外事業 遂行上極めて重要な要素であり、数ヶ 月単位の時間の経過があれば、その間 に物価の上昇、労働力確保や資機材調 達等の条件の変化により事業の遂行に 重大な影響が及ぶこともあり得るの で、留意いただきたい。
- (JJ)新 JICA の業務に対応するため、 ガイドラインの適用対象について整理 が必要。
- (JJ)整理に当たっては、新 JICA は資

- ・ (清水委員、福田委員)環境社会配慮はできるだけ上流の段階から検討されるべきであることから、ローリングプランは環境社会配慮と関係する。
- ・ (早水委員、GEF)アセスの概念から言うと早い段階での環境配慮が望ましい。このため、事前調査の段階でも何らかの環境配慮が組み込まれる方が望ましく、協力準備調査をアプリオリに適用対象から外すのは不適切。
- ・ (JJ)ガイドラインの適用対象は技協、有償、無償。ローリングプラン は政策判断に関係し、JICA の責任範囲に収まらないため、ガイドライ ン対象には不適。
- ・ (原科座長、清水委員、福田委員、GEF)代替案の検討が行われるのは協力準備調査段階であり、戦略的環境アセスメント的な考え方の余地もある。よって、協力準備調査をガイドラインの適用対象とすべきと考える。
- ・ (JJ)有償、無償、技協の本体事業は適用対象(無償の本体事業は新たに対象に加わる)。協力準備調査は、新 JICA 法上の調査・研究業務として、これら本体事業の準備を行うものであり、技術協力事業として行う調査とは位置づけが異なる。本体事業に加えて、その準備を行う協力準備調査までガイドラインの適用対象にすべきかは慎重に検討する必要あり。
- ・ (中山委員) JICA が作成した F/S を他ドナーが融資することもあり得るので、他ドナーとの整合を検討する必要がある。
- ・ (原科座長)世銀等の国際機関と異なり新 JICA のように内部に人材が 少ない場合には、外部諮問機関を設けることが効率的である。
- ・ (堀田委員、吉田副座長)時間的ギャップを如何に埋めるか、新 JICA 内部の連携が課題である。
- ・ (清水委員)新 JICA と他ドナーが協調融資する場合のガイドライン適用 についても今後検討が必要である。

#### 2 「確認」と「支援」

「本ガイドラインは、JICAが行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする」(JICA 1.2)

「本ガイドラインは、本行が 行う環境社会配慮確認の手 続き(融資決定前、融資決定 を含む)、判断に当たっな の基準、及び融資等の対象 なる配慮の観点から求められる 会配慮の観点からにより本行が行う環境社れる で中略)。これにより本行は、本行が行う環境社会配慮 であるにより本行の確保 はいからが行うでは、確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティーの確保 に努める」(JBIC 第1部2.)

#### (共通)

- ・ (JJ)現行ガイドラインでは、JICAは環境社会配慮の「支援・確認」を行うとしているのに対し、JBICは環境社会配慮の「確認」を行うことになっている。
- (JJ)資金協力については、プロジェクト実施主体は相手国政府等であることから、新 JICA はガイドラインでいう「確認」のみを行うことが考えられる。
- ・ (JJ) 現行 JICA ガイドラインでは[プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府である]としているが、同時に[プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する]、[相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。]としている。「相手国と共同して」と記載すると、環境社会配慮調査は JICA 調査団の実施事項と相手国に理解される場合がある。

- ・ (千吉良委員)資金協力の「確認」には、相手側に働きかける場合など も含まれる。新 JBIC ガイドラインとの整合が必要である。
- ・ (大西委員:藤岡代理)援助には、限られた譲許的な資金を使って途上 国の環境社会配慮面を「支援」していくという側面もあるので、赤道原 則を採択している民間銀行や JBIC の国際金融等業務とは区別する必要 がある。
- ・ (福田委員、清水委員)協力準備調査は新 JICA が実質的に主体となって支援を行うことになるので、確認ではない。コンサルテーションは「相手国と共同して」行うものではないが、環境社会配慮調査は共同で実施するものと理解している。
- ・ (JJ)資金協力の場合は適切な環境社会配慮がなされない場合、融資や 資金供与の停止といった措置を担保する必要があり、事業の責任主体は あくまで相手国政府であることを明確にすべき。技術協力による支援は あるが、事業の責任主体はあくまでも相手国政府であるため、「共同し て」とは整合しない。
- ・ (福田委員)有償については L/A で環境社会配慮の実施を担保しているが、無償の G/A でもその旨言及が必要。
- ・ (JJ)資金協力(有償・無償)は事業主体が相手国政府であり同じ性格のものと考えるが、技術協力ではそれに「支援」が加わると想定している。
- ・ (福田委員)新 JICA では有償と無償が同じ性格であるとの事務局の見解だが、無償の体制にかかる情報がさらに必要である。
- ・ (吉田副座長)「支援・確認」を検討する際には、理念の共通認識、相手国政府の実施能力を把握することが必要である。